券面プリントシステム賃貸借（長期継続契約）入札仕様書

1　契約形態

賃貸借契約（リース）

2　品名

券面プリントシステム（一体型）　Zenius-is　2

型番：ZN1-is2

3　数量

２セット

4　構成

・券面プリントシステム専用プリンター：エボリス社製 Zenius-is2

・券面プリントシステム専用アプリケーション（以下、専用アプリケーション）

・券面プリントシステム保守契約（５年間契約）

5　仕様

5.1　機器（専用プリンター）

① 機器寸法：約 205 ㎜（W）×310 ㎜（D）×195 ㎜（H）（突起部除く）

② 電源：AC　100V－240V（50-60 Hz）、1.8A　（電源アダプター）

DC　24V、3A（プリンター本体）

③ インターフェース：USB（1 ポート使用）

④ 動作環境：温度：15℃～30℃　湿度：20%～65%（結露なき事）

5.2　機器（対応スペックパソコン）

① OS：Windows11

② メモリ：8GB 以上

③ .Net Framework：4.6.2 以上

④ Intel® Core i5 プロセッサ 2.4GHz 以上　相当（推奨）

5.3　専用プリンター機能

① カードプリンタに電源ボタンを有すること。

② カードプリンタにワイヤーセキュリティロック（盗難防止用）取付機能を有すること。

③ カードプリンタに LED ランプを有し、カードジャム、エラー等、一目で状況がわかること。

④ カードプリンタにてカードジャムが発生した際､ワンアクションで容易にカードを取り出せること。

⑤　カードスキャン、IC チップ読取りは、カードプリンタ内部で行えるように一体型モデルの設計であること。

⑥　印字後のインクリボンに残存する個人情報を直接攪乱し､廃棄及び管理を容易にすることのできる個人情報保護機能を有すること。

5.4　専用アプリケーション機能

①　マイナンバーカード（個人番号カード)、在留カード、特別永住者証明書、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の券面印刷に対応すること。

②　対応カード毎に印字入力画面を有し、住所、氏名等を入力する事で対応カードの指定位置に印刷すること。

③　マイナンバーカードの印字内容は、PIN 番号を入力することで、カードの IC チップから変更内容を読み取りすることができること。変更内容に関してはテキストおよび画像に切り替えができること。なお、照合番号は誤読が発生しても手入力できること。

④　住所データの登録、呼び出し機能を有すること。

⑤　住所データは CSV ファイルからの外部取り込み機能を有すること。

⑥　印字文字サイズは 0.1mm 単位で都度変更でき、フォントは任意指定できる機能を有すること。

⑦　１行の印字範囲を超えた場合は自動改行を行い、次行に移行する機能を有すること。

⑧　2 行印字をワンクリックで切り替えサポートする機能を有すること。
また、その設定を保存することが出来ること。

⑨　記載年月日の自動印字機能を有し､年月日を自由に変更できる機能を有すること。
電子公印または専用印データを保存し、指定位置に指定サイズにて自動押印できる機能を有すること。また、行政デジタル化を考慮し、今後電子公印を追加する場合は、技術者立ち会いなく、容易に職員でカード毎に設定できる機能を有すること。

⑩　同一情報を続けて印字することができる連続印字機能を有すること。

⑪　誤印字防止策として、正規でない方向で挿入した場合、画面等で誤挿入が判定できる機能を有すること。
また、マイナンバーカード（個人番号カード)、在留カード、特別永住者証明書、特定在留カード及び特定特別永住者証明書が正規でない方向に挿入された場合、カードを排出する機能を有すること。

⑫　対応カード毎にサインパネル枠（変更記載部分）を認識する機能を有すること。

⑬　個人番号カード挿入時、照合画面を表示し照合番号を入力する事で IC チップ内の住所、氏名のテキスト情報及び画像情報を印字内容として使用できる機能を有すること。

⑭　設定変更を行うためのパスワードを有すること。

⑮　パスワードを使用することで全ての設定を容易に修正できる機能を有すること。

⑯　アプリケーション上で設定内容のバックアップ及びリストアが可能であること。

⑯-2　パソコンの入替や移設が容易に行えるようアプリケーション上で設定内容のバックアップ及びリストアが可能であること。

6　保守

①　サポートセンター

(ア) 「券面プリントシステムサポートダイヤル」を設置し、問合せに対応すること。

(イ) 操作説明、故障の問合わせ、設置の際の設定等、すべての問合せをサポートセンターにて対応すること。

(ウ) 対応時間は別途自治体と協議する事。

②　保証期間および対応範囲

本製品の取扱説明書に従った正常な使用状態で、保証期間中において故障や不具合が発生した場合を対象とする。無償保証期間は 1 年、保守契約期間は 5 年とする。

券面プリントシステム契約期間内でも、下記事項に該当する場合は有償とする。

(ア)使用上の誤り、または不適切な扱いによる使用に伴う故障および損傷

(イ)不当な修理や改造を行った場合

(ウ)納品後の輸送、落下、水没、水濡れ等による故障および損傷

(エ)火災、地震、異常電圧およびその他の天変地異に起因する故障および損傷

(オ)バッテリー等の消耗品の交換

(カ)その他弊社の責任とみなされない故障および損傷

③　メンテナンスおよび代替機送付

サポートダイヤルに問合せ後、修理が必要と判断した場合、ただちに代替機を用意し、使用できる環境にすること。また、簡単な接続のみで対応できるよう手順書をご用意すること。

7　賃貸借期間

令和９年１月１日　から　令和 13 年 12 月 31 日まで

8　賃貸借料の支払い

貸主からの請求書により、毎月分の賃貸借料を翌月末までに支払う。

9　賃貸借物件の使用場所

鳴門市役所　市民課　（〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地）

10　特記事項

（1） 納入後の動作環境の確認は発注者にて行うこととし、受注者は、必要に応じて電話等にてサポートを行うこと。

（2） 賃貸借料には、納入経費、システム保守料等、本件に係るすべての経費を含むものとする。

（3） 導入する製品及びすべての付属品は、中古品であってはならない。

（4） 本仕様書に記載されていない事項は、別途指示する。